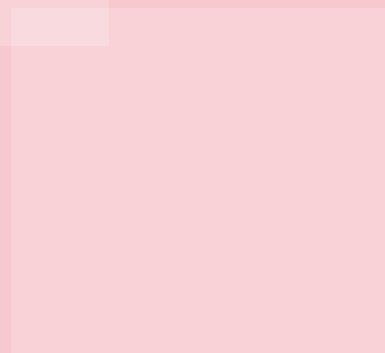
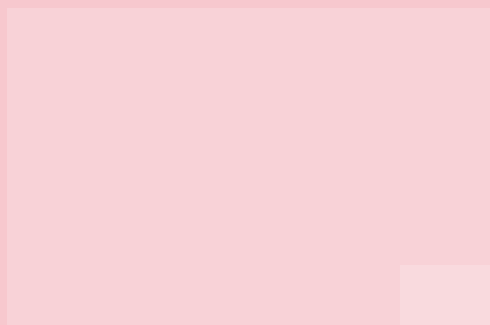


# 第Ⅲ章 国の財政等の状況





## § 1 国の財政の状況

**国の財政の現状等の概要** 我が国の財政状況をみると、昭和40年度に初めて歳入補填のための国債が発行されて以降、連年の国債発行により国債残高は増加の一途をたどり、令和3年度末において、建設国債、特例国債、復興債、借換債等のように利払・償還財源が主として税収等の歳入により賄われる国債(以下「普通国債」)の残高は991.4兆円に達している。そして、同年度においては、2年度に引き続き、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う歳出の増加等により、歳入補填のための国債の発行が例年に比べて増加したことなどで、一般会計歳出決算総額における公債依存度は39.8%、国債の償還等に要する国債費の一般会計歳出決算総額に占める割合は16.9%となっており、財政は厳しい状況が続いている。

こうした状況の中で、政府は、平成8年12月に「財政健全化目標について」を閣議決定するなどして、9年度を「財政構造改革元年」と位置付けて、財政健全化の努力目標を設定するとともに、財政構造改革を強力に推進することとした。

25年には、「当面の財政健全化に向けた取組等について—中期財政計画—」において、①「国・地方を合わせた基礎的財政収支」(以下「国・地方PB」)を2020年度(令和2年度)までに黒字化し、その後に②債務残高の対名目GDP比(名目GDPを「GDP」)の安定的な引下げを目指すという財政健全化のための目標を掲げた。

そして、「経済財政運営と改革の基本方針2015」において、「経済・財政再生計画」を定めて、①及び②の財政健全化のための目標を堅持するとともに、「集中改革期間における改革努力のメルクマール」として、2018年度(平成30年度)の国・地方PB赤字の対GDP比「▲1%程度」を目安とすることとして、「経済財政運営と改革の基本方針2017」において、①及び②の財政健全化のための目標を同時に目指すこととした。

その後、政府は、「経済財政運営と改革の基本方針2018」において、「新経済・財政再生計画」を定めて、国・地方PBの黒字化の目標年度を2025年度(令和7年度)とし、同時に債務残高対GDP比の安定的な引下げを目指すとともに、国・地方PBの黒字化の目標年度である2025年度(令和7年度)までの中間年である2021年度(令和3年度)における中間指標として、国・地方PB赤字の対GDP比を2017年度(平成29年度)からの実質的な半減値(1.5%程度)、債務残高の対GDP比を180%台前半、財政収支赤字の対GDP比を3%以下と設定し、これらを「進捗を管理するためのメルクマール」とした。

そして、「経済財政運営と改革の基本方針2022」においては、「財政健全化の「旗」を下ろさず、これまでの財政健全化目標に取り組む。経済あつての財政であり、現行の目標年度により、状況に応じたマクロ経済政策の選択肢が歪められてはならない。必要な政策対応と財政健全化目標に取り組むことは決して矛盾するものではない。経済をしっかりと立て直し、そして財政健全化に向けて取り組んでいく。ただし、感染症及び直近の物価高の影響を始め、内外の経済情勢等を常に注視していく必要がある。このため、状況に応じ必要な検証を行っていく」こととしている。

また、国・地方PB、債務残高、財政収支及びそれぞれの対GDP比については、内閣府が、半年ごとに経済財政諮問会議に提出している「中長期の経済財政に関する試算」(以下「内閣府試算」)において実績値等を公表している。

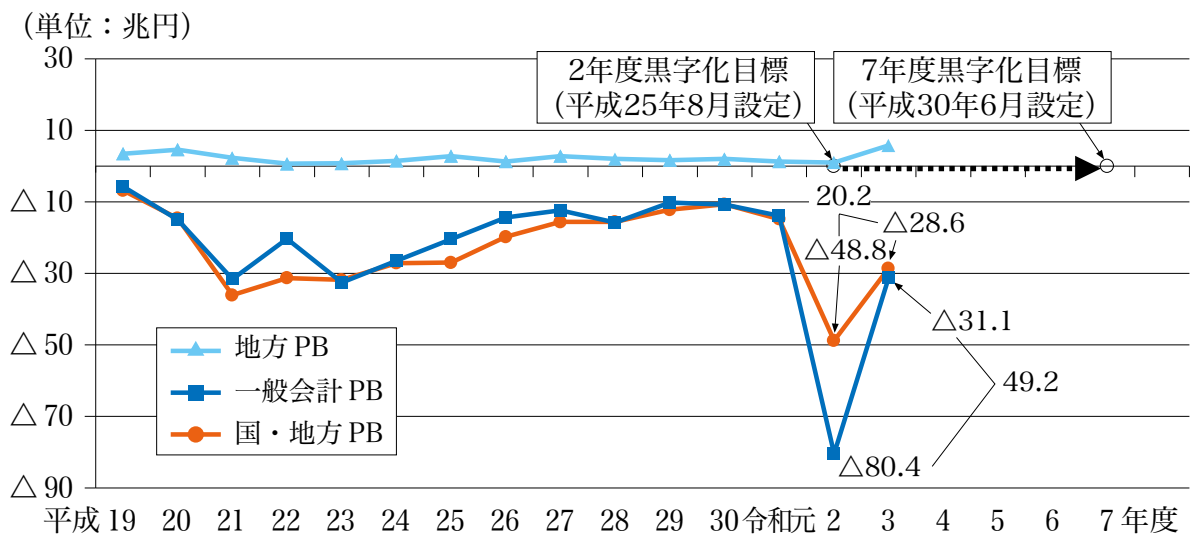
国の財政の状況

(1) 国・地方PB及び国・地方PB対GDP比

国・地方PB、国の一般会計の決算額でみた基礎的財政収支(以下「一般会計PB」)及び地方普通会計の基礎的財政収支(以下「地方PB」)について、19年度から令和3年度までの推移をみると、図1のとおり、国・地方PBと一般会計PBは3年度までおおむね同じように推移している。これは、地方財政計画を通じて国から地方に交付される地方交付税交付金等によって地方の財源が保障される仕組みなどにより、地方PBがほぼ均衡して推移していることなどによる。

そして、一般会計PBは、3年度にマイナス31.1兆円となっており、前年度のマイナス80.4兆円から49.2兆円改善しているが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い歳出が大幅に増加する前(以下「コロナ禍前」)の元年度の水準には戻っていない。また、国・地方PBは、3年度にマイナス28.6兆円となっており、前年度のマイナス48.8兆円から20.2兆円改善しているが、一般会計PBと同様に、元年度の水準には戻っていない。

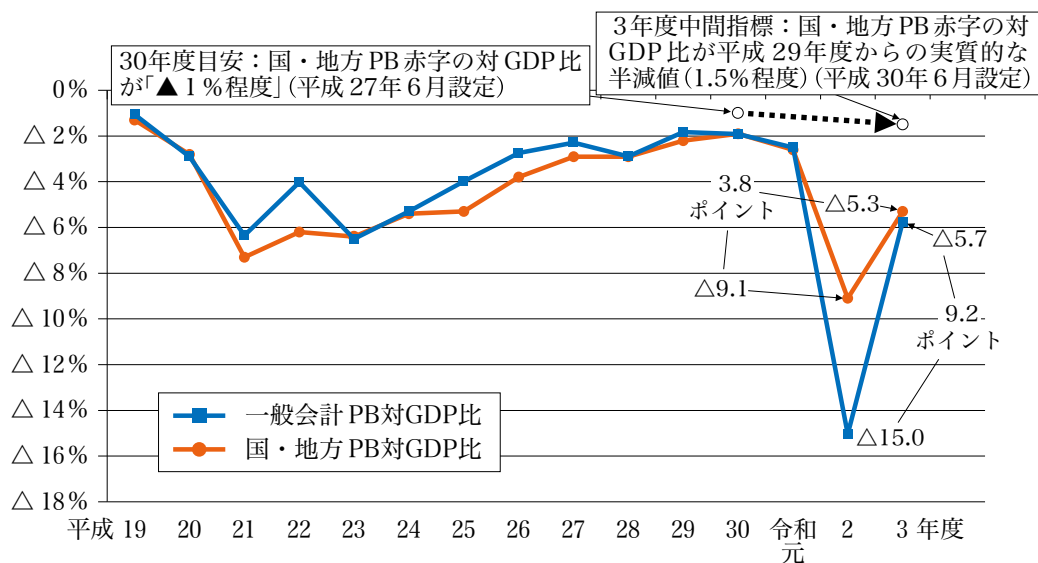
図1 国・地方PB、一般会計PB及び地方PBの推移



注(1) 一般会計PBは本院が算出し、国・地方PB及び地方PBは、令和4年7月に公表された内閣府試算による。  
 注(2) 「2年度黒字化目標」は、「当面の財政健全化に向けた取組等について—中期財政計画—」において掲げられた国・地方PBを2020年度(令和2年度)までに黒字化する財政健全化のための目標である。  
 注(3) 「7年度黒字化目標」は、「経済財政運営と改革の基本方針2018」において定められた「新経済・財政再生計画」における2025年度(令和7年度)の国・地方PBの黒字化を目指す財政健全化のための目標である。

国・地方PB及び一般会計PBのそれぞれの対GDP比について、平成19年度から令和3年度までの推移をみると、図2のとおり、国・地方PB対GDP比と一般会計PB対GDP比は、図1の国・地方PBと一般会計PBと同様に、3年度までおおむね同じように推移している。そして、一般会計PB対GDP比は、3年度はマイナス5.7%となっており、前年度のマイナス15.0%から9.2ポイント改善しているが、コロナ禍前の元年度の水準には戻っていない。また、国・地方PB対GDP比は、3年度にはマイナス5.3%となっており、前年度のマイナス9.1%から3.8ポイント改善しているが、一般会計PB対GDP比と同様に、元年度の水準には戻っておらず、中間指標であるマイナス1.5%程度を下回っている。

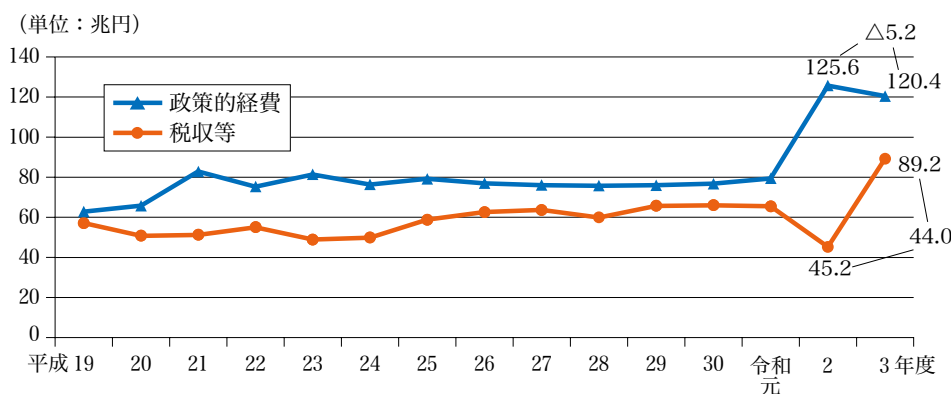
図2 国・地方PB及び一般会計PBのそれぞれの対GDP比の推移



- 注(1) 国・地方PB対GDP比は、令和4年7月に公表された内閣府試算による。
- 注(2) 一般会計PB対GDP比は、令和4年9月に公表された内閣府「2022年4-6月期四半期別GDP速報2次速報値(平成27年基準)」のGDPを用いて本院が算出した。
- 注(3) 「30年度目安」は、「経済財政運営と改革の基本方針2015」において設定された「集中改革期間における改革努力のメルクマール」である。
- 注(4) 「3年度中間指標」は、「経済財政運営と改革の基本方針2018」において設定された「進捗を管理するためのメルクマール」である。

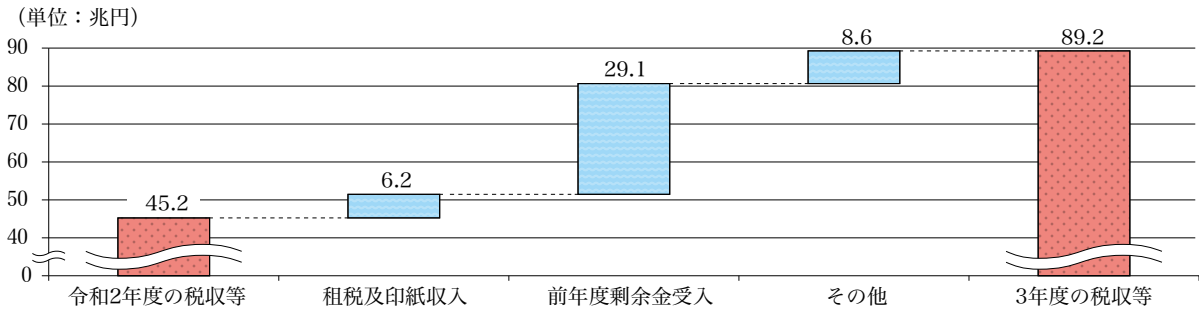
一般会計PBの内訳となる税金等及び政策的経費について、平成19年度から令和3年度までの推移をみると、図3のとおり、全ての年度において政策的経費が税金等を上回っている。そして、3年度は政策的経費が前年度から5.2兆円減少し、税金等が前年度から44.0兆円増加していて、一般会計PBの赤字は大幅に改善しているが、コロナ禍前の元年度の水準には戻っていない。

図3 税金等及び政策的経費の推移



3年度の税金等の前年度からの増加44.0兆円の内訳を租税及印紙収入、前年度剰余金受入及び「その他」に区分してみると、図4のとおり、租税及印紙収入が6.2兆円、前年度剰余金受入が29.1兆円及び「その他」が8.6兆円それぞれ増加している。前年度剰余金受入が増加したのは、2年度における翌年度への繰越歳出予算財源等30.7兆円が3年度において前年度剰余金として歳入に受け入れられたことが主な要因となっている。

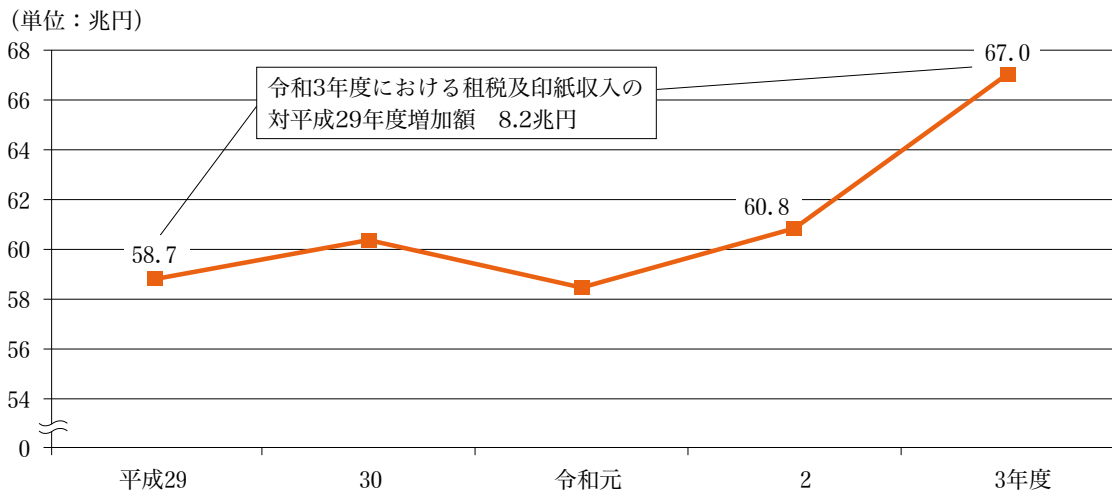
図4 令和3年度における前年度からの税収等の増加の内訳



注(1) 「その他」は、雑収入等(令和2年度：7.4兆円、3年度：7.7兆円)から、翌年度への繰越歳出予算財源等(令和2年度：30.7兆円、3年度：22.4兆円)を控除したものである。  
 注(2) 「租税及印紙収入」、「前年度剰余金受入」及び「その他」については、前年度からの増加額を示している。

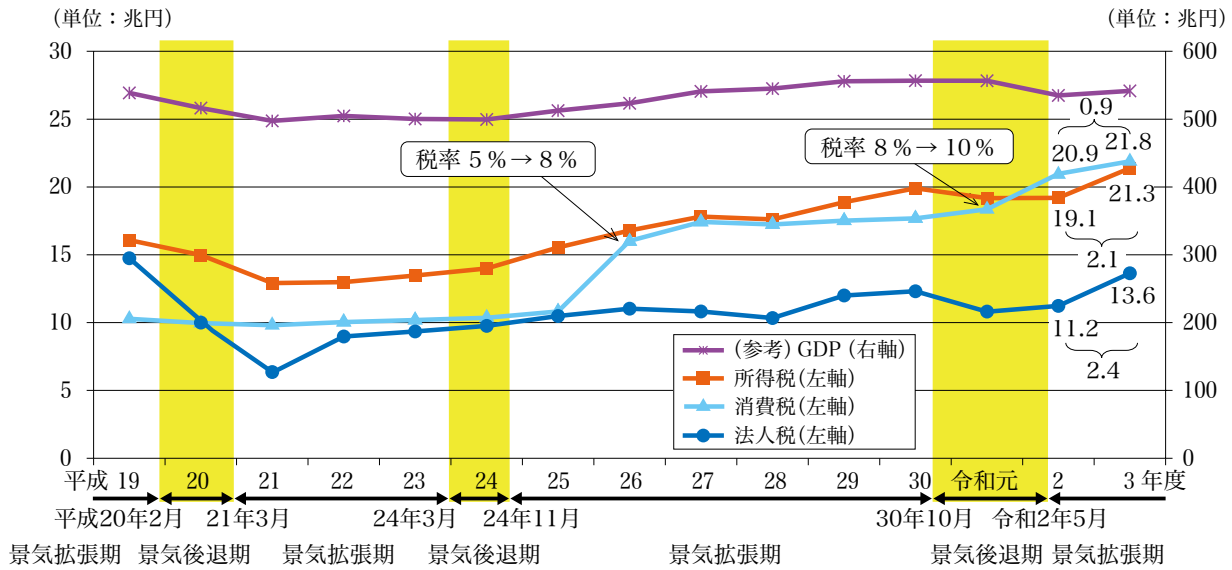
租税及印紙収入について、平成29年度から令和3年度までの推移をみると、図5のとおり、平成29年度の58.7兆円から8.2兆円増加し、令和3年度は67.0兆円となっている。特に、3年度は2年度の60.8兆円と比較して大幅な増加となっている。

図5 租税及印紙収入の推移



3年度の租税及印紙収入は67.0兆円に上り、このうち主要な税目である所得税、法人税及び消費税の合計は56.9兆円となっていて、租税及印紙収入の約8割を占めている。上記の3税目について、平成19年度から令和3年度までの推移を景気動向の推移と併せてみると、図6のとおり、所得税及び法人税の推移は、景気拡張期に増加し、景気後退期に減少するなど、景気動向の推移とおおむね連動している。3年度は、新型コロナウイルス感染症の影響下からの持ち直しの動きがみられ、景気拡張期となっており、所得税及び法人税は、前年度からそれぞれ2.1兆円及び2.4兆円大幅に増加して、21.3兆円及び13.6兆円となっている。一方、消費税の推移は、所得税及び法人税と異なり、景気動向の推移とはほとんど連動しておらず、消費税率(地方消費税分を含む。)の改定(平成26年4月の5%から8%及び令和元年10月の8%から10%)の影響を強く受けた平成26年度及び令和2年度に大きく増加している。3年度は、前年度から0.9兆円増加し、2年度に引き続き所得税を上回って、21.8兆円となっている。

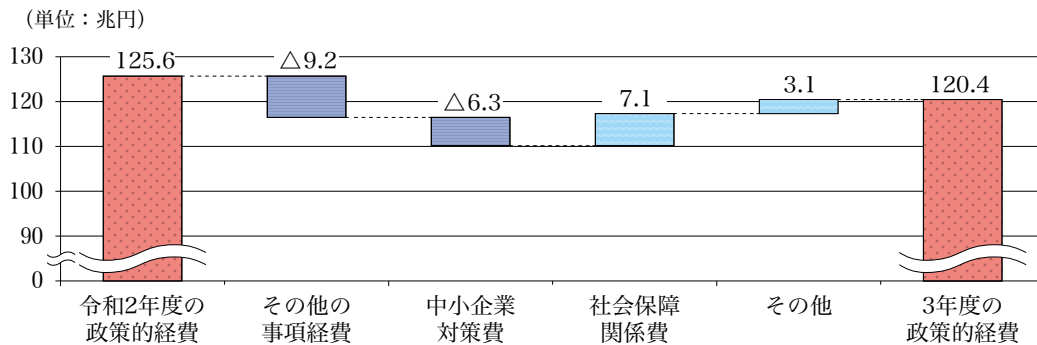
図6 所得税、法人税及び消費税と景気動向の推移



注(1) 消費税の税率は地方消費税分を含めて示しているが、消費税の金額には地方消費税分を含めていない。  
 注(2) 「景気拡張期」及び「景気後退期」は、我が国の景気の転換点を示す内閣府「景気基準日付」を基に記載している。  
 注(3) GDPは、令和4年9月に公表された内閣府「2022年4-6月期四半期別GDP速報2次速報値(平成27年基準)」による。

3年度の政策的経費の前年度からの減少5.2兆円の内訳を主要経費別にみると、図7のとおり、社会保障関係費は7.1兆円増加しているものの、その他の事項経費が9.2兆円、中小企業対策費が6.3兆円それぞれ減少しており、政策的経費の減少の主な要因は、その他の事項経費及び中小企業対策費の減少となっている。

図7 令和3年度における前年度からの政策的経費の減少の内訳



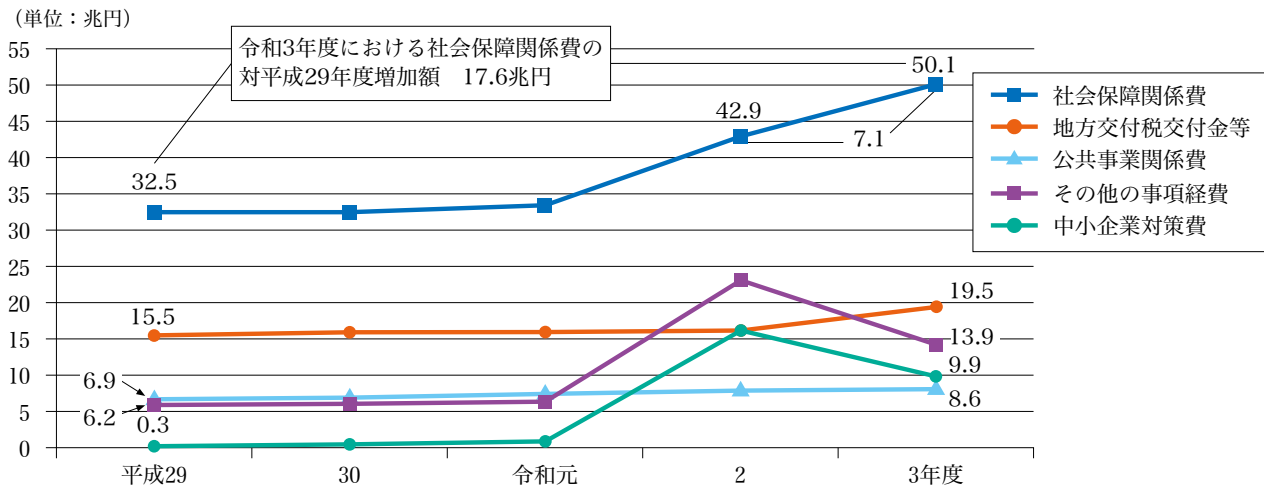
注(1) 「その他」は、地方交付税交付金等、文教及び科学振興費等である。  
 注(2) 「その他の事項経費」、「中小企業対策費」、「社会保障関係費」及び「その他」については、前年度からの増減額を示している。

3年度の政策的経費120.4兆円を主要経費別にみると、社会保障関係費が50.1兆円、地方交付税交付金等が19.5兆円、その他の事項経費が13.9兆円、中小企業対策費が9.9兆円及び公共事業関係費が8.6兆円となっており、これら五つの主要経費計102.2兆円で政策的経費の約8割を占めている。上記五つの主要経費について、平成29年度から令和3年度までの推移をみると、図8のとおり、社会保障関係費については、高齢化に伴い年金、医療及び介護に係る経費が増加したことなどにより一貫して増加しており、3年度は平成29年度の32.5兆円に対して17.6兆円増の50.1兆円となっている。このうち、令和3年度においては、子育て世帯等臨時特別支援事業費補助金等により前年度から7.1兆円増加している。地方交付税交付金等については、平成29年度の15.5兆円以降、国の税収の増加等



を反映して増加し、令和3年度は19.5兆円となっている。その他の事項経費については、平成29年度の6.2兆円以降、令和元年度までほぼ横ばいであったが、2年度は特別定額給付金給付事業費補助金等により前年度から急増し、3年度は同補助金がなかったことなどにより前年度から減少したものの、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金等によりコロナ禍前の元年度を上回る13.9兆円となっている。中小企業対策費については、平成29年度の0.3兆円以降、令和元年度までほぼ横ばいであったが、2年度は新型コロナウイルス感染症対策中小企業等持続化給付金等により前年度から急増し、3年度は同給付金が減少したことなどにより前年度から減少したものの、株式会社日本政策金融公庫出資金等によりコロナ禍前の元年度を上回る9.9兆円となっている。公共事業関係費については、平成29年度の6.9兆円以降、自然災害の発生等によって補正予算が編成されたことなどにより増加し、令和3年度には8.6兆円となっている。

図8 社会保障関係費、地方交付税交付金等、公共事業関係費、その他の事項経費及び中小企業対策費の推移

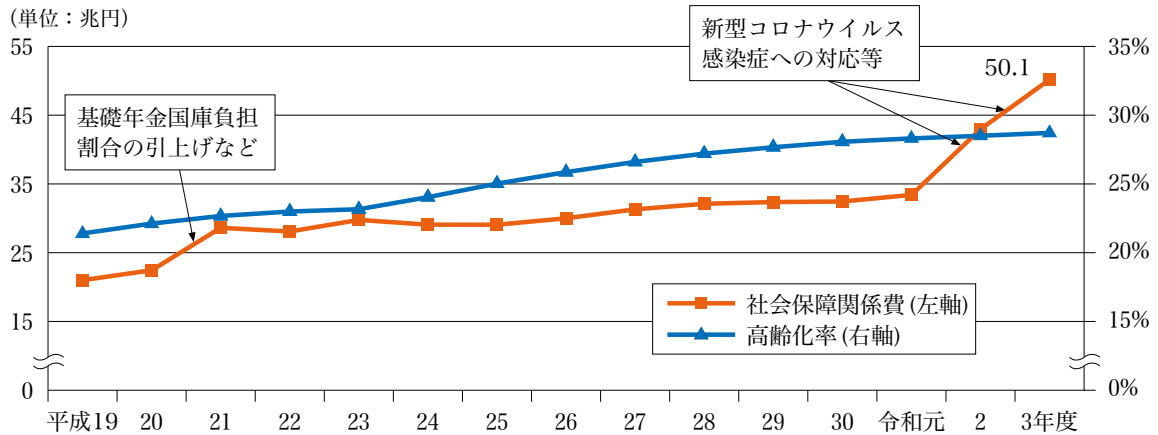


(注) 「地方交付税交付金等」は、地方交付税交付金及び地方特例交付金である。

3年度の社会保障関係費50.1兆円は、政策的経費120.4兆円の約4割を占めており、一般会計PBの赤字の支出面の大きな要因となっている。社会保障関係費について、平成19年度から令和3年度までの推移を高齢化率の推移と併せてみると、図9のとおり、我が国の高齢化に伴い増加傾向となっており、特に、基礎年金国庫負担割合の引上げなどが行われた平成21年度並びに新型コロナウイルス感染症への対応等が行われた令和2年度及び3年度についてそれぞれ急増している。



図9 社会保障関係費及び高齢化率の推移



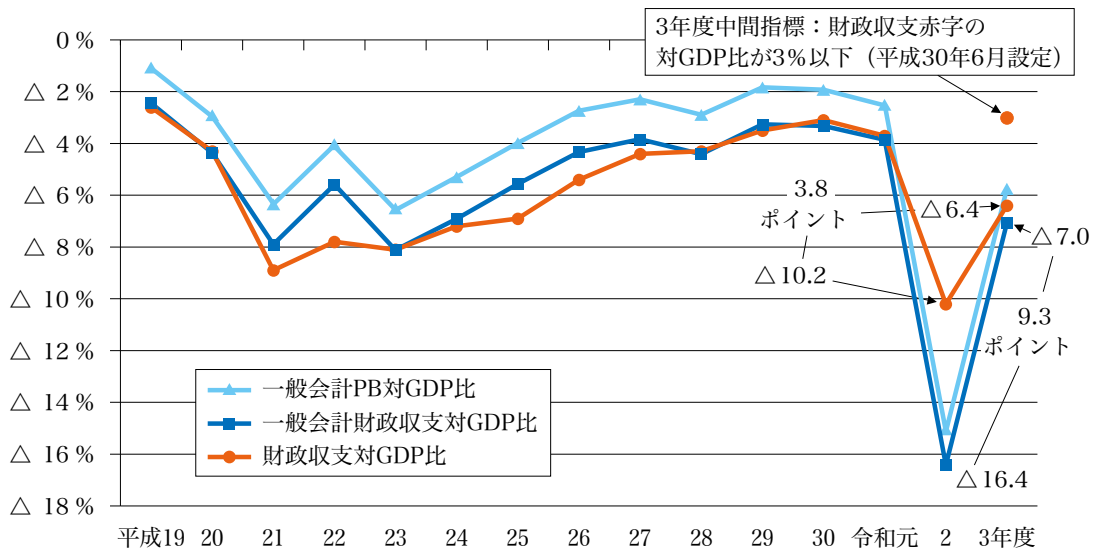
(注) 高齢化率は、総務省「人口推計」における各年10月1日現在の65歳以上人口の割合である。

(2) 財政収支対GDP比

財政収支、国の一般会計の決算額でみた財政収支(以下「一般会計財政収支」)及び一般会計PBのそれぞれの対GDP比について、平成19年度から令和3年度までの推移をみると、図10のとおり、財政収支対GDP比と一般会計財政収支対GDP比はおおむね同じように推移している。これは、地方財政計画を通じて国から地方に交付される地方交付税交付金等によって地方の財源が保障される仕組みなどにより、地方の財政収支がほぼ均衡して推移していることなどによる。また、同期間内において一般会計財政収支と一般会計PBの差である国債等の利払費の金額の変動が少なかったため、一般会計財政収支対GDP比と一般会計PB対GDP比についても同じように推移している。

そして、一般会計財政収支対GDP比は、3年度はマイナス7.0%となっており、前年度のマイナス16.4%からは9.3ポイント改善して、財政収支対GDP比は、3年度はマイナス6.4%となっており、前年度のマイナス10.2%からは3.8ポイント改善しているが、いずれもコロナ禍前の元年度の水準には戻っておらず、財政収支対GDP比については中間指標であるマイナス3.0%を下回っている。

図10 財政収支、一般会計財政収支及び一般会計PBのそれぞれの対GDP比の推移



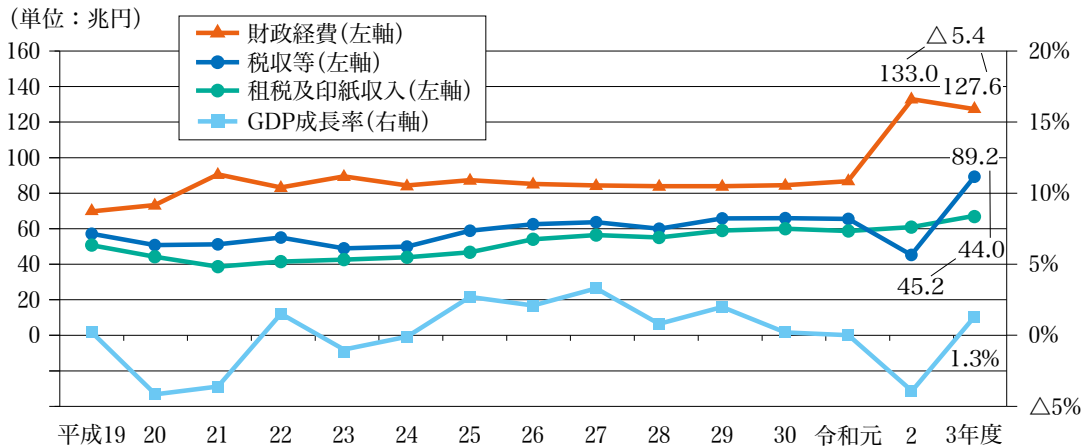
注(1) 財政収支対GDP比は、令和4年7月に公表された内閣府試算による。

注(2) 一般会計財政収支対GDP比及び一般会計PB対GDP比は、令和4年9月に公表された内閣府「2022年4-6月期四半期別GDP速報2次速報値(平成27年基準)」のGDPを用いて本院が算出した。

注(3) 「3年度中間指標」は、「経済財政運営と改革の基本方針2018」において設定された「進捗を管理するためのメルクマール」である。

一般会計財政収支の内訳となる税収等と財政経費について、平成19年度から令和3年度までの推移をGDP成長率の推移と併せてみると、図11のとおり、税収等については、おおむね、GDP成長率が継続してプラスのときに増加する傾向が見受けられる。3年度においては、GDP成長率はプラス1.3%であり、税収等は、前記のとおり、前年度剰余金受入が前年度から29.1兆円増加したことが大きな要因となるなどして44.0兆円増加して89.2兆円となり、財政経費は、前年度から5.4兆円減少して、127.6兆円となっている。

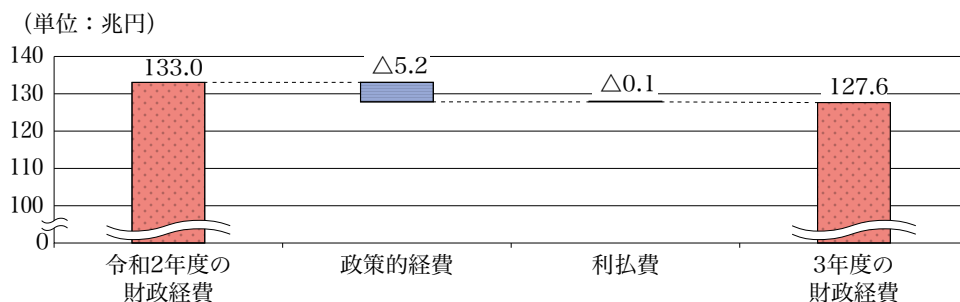
図11 税収等、財政経費及びGDP成長率の推移



(注) GDP成長率は、令和4年9月に公表された内閣府「2022年4-6月期四半期別GDP速報2次速報値(平成27年基準)」による。

3年度における前年度からの財政経費の減少5.4兆円の内訳を政策的経費と利払費に区分してみると、図12のとおり、政策的経費が5.2兆円、利払費が0.1兆円それぞれ減少しており、政策的経費の減少が財政経費の減少の主な要因となっている。

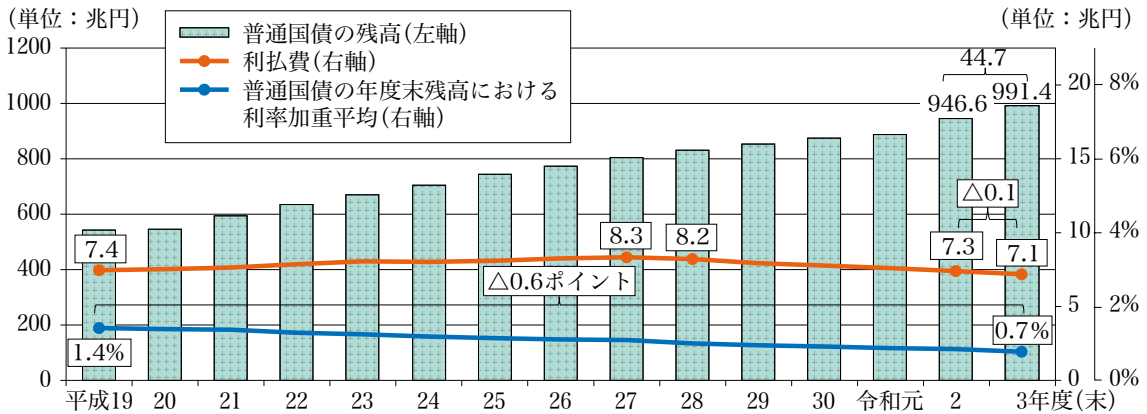
図12 令和3年度における前年度からの財政経費の減少の内訳



(注) 「政策的経費」及び「利払費」については、前年度からの減少額を示している。

普通国債の利率加重平均(年度末の残高に係る表面利率の加重平均)について、平成19年度から令和3年度までの推移をみると、図13のとおり、平成19年度の1.4%から令和3年度の0.7%へと0.6ポイント減少している。そして、利払費は、平成19年度の7.4兆円以降、普通国債の残高の累増による影響が普通国債の利率加重平均の低下による影響を上回っていることから27年度までは増加傾向となっていたが、28年度以降は普通国債の利率加重平均の低下による影響が普通国債の残高の累増による影響を上回っていることから減少しており、令和3年度末の普通国債の残高が前年度末から44.7兆円増加して991.4兆円となっているものの、利払費は、前年度から0.1兆円減少して7.1兆円となっている。

図13 普通国債の残高、利払費及び利率加重平均の推移

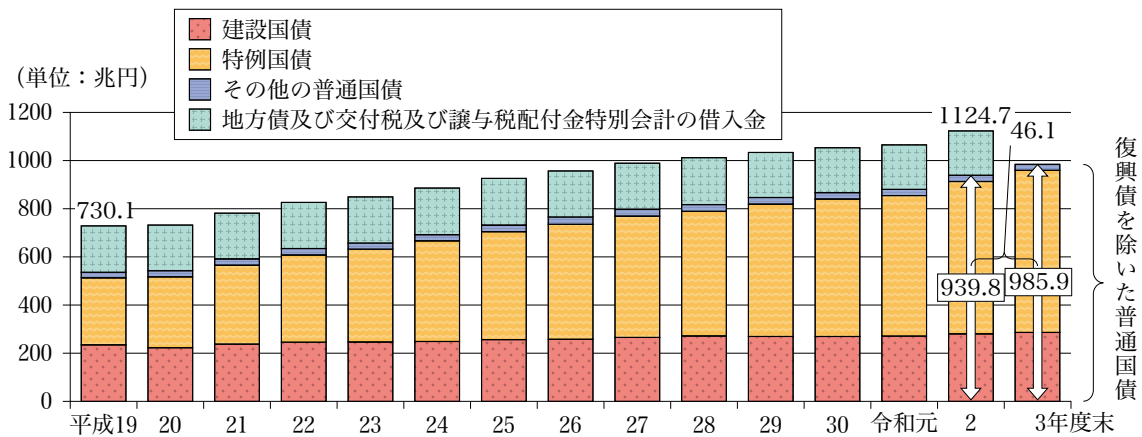


注(1) 普通国債の額は、一般会計歳入歳出決算に添付され国会に提出されている「国の債務に関する計算書」等では示されていないことから、財務省「国債統計年報」等における各年度末現在額による。  
 注(2) 利率加重平均は、割引国債(無利子)を除く。  
 注(3) 利払費は、一般会計における支出済歳出額である。

(3) 債務残高対GDP比

債務残高とその内訳について、平成19年度末から令和3年度末までの推移をみると、図14のとおり、普通国債のうち復興債(その借換債を含む。)を除いた国債(以下「復興債を除いた普通国債」)が債務残高の大半を占めており、その残高は引き続き増加している。そして、3年度末の復興債を除いた普通国債の残高は、前年度末から46.1兆円増加(対前年度比4.9%増)して、985.9兆円となっている。

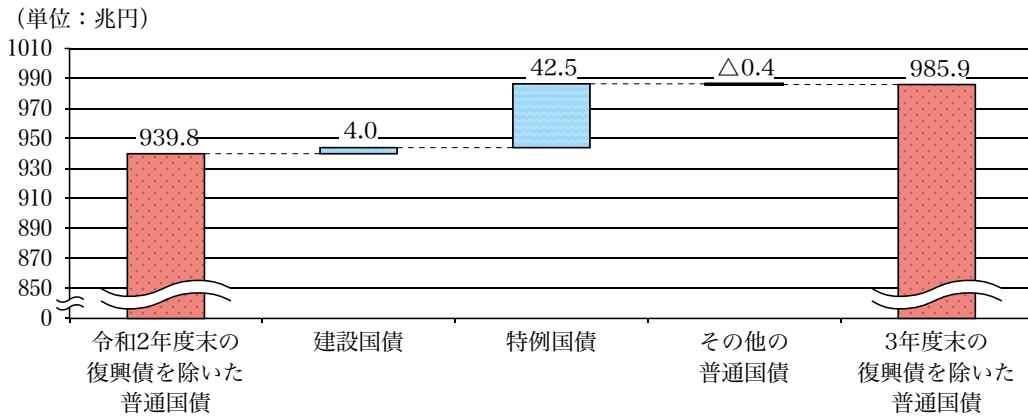
図14 債務残高の推移



注(1) 復興債を除いた普通国債の額は、財務省「国債統計年報」等における各年度末現在額によるものであり、建設国債、特例国債及びその他の普通国債の額は、それぞれの借換債の額を含んでいる。  
 注(2) 特例国債には震災特例国債(阪神・淡路大震災に対処するための平成6年度における公債の発行の特例等に関する法律に基づき平成6年度に発行された国債)を含む。また、その他の普通国債は、減税特例国債、日本国有鉄道清算事業団承継債務借換国債、国有林野事業承継債務借換国債等である。  
 注(3) 地方債の額は、総務省「地方財政白書」における各年度末の地方債現在高による。なお、令和3年度末の地方債現在高は、4年9月時点では示されていない。  
 注(4) 交付税及び譲与税配付金特別会計の借入金の額は、一般会計の国の債務に関する計算書のうち交付税及び譲与税配付金特別会計から承継した分及び交付税及び譲与税配付金特別会計の債務に関する計算書における翌年度以降への繰越債務負担額を合算した額である。

3年度末の復興債を除いた普通国債の前年度末からの増加46.1兆円の内訳を建設国債、特例国債及びその他の普通国債(それぞれの借換債を含む。)に区分してみると、2年度に次ぐ新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う歳出の増加等により、図15のとおり、建設国債は4.0兆円、特例国債は42.5兆円それぞれ増加している一方、その他の普通国債は0.4兆円減少しており、復興債を除いた普通国債の増加の要因は、建設国債及び特例国債の増加となっている。

図15 復興債を除いた普通国債の令和3年度末における前年度末からの増加の内訳

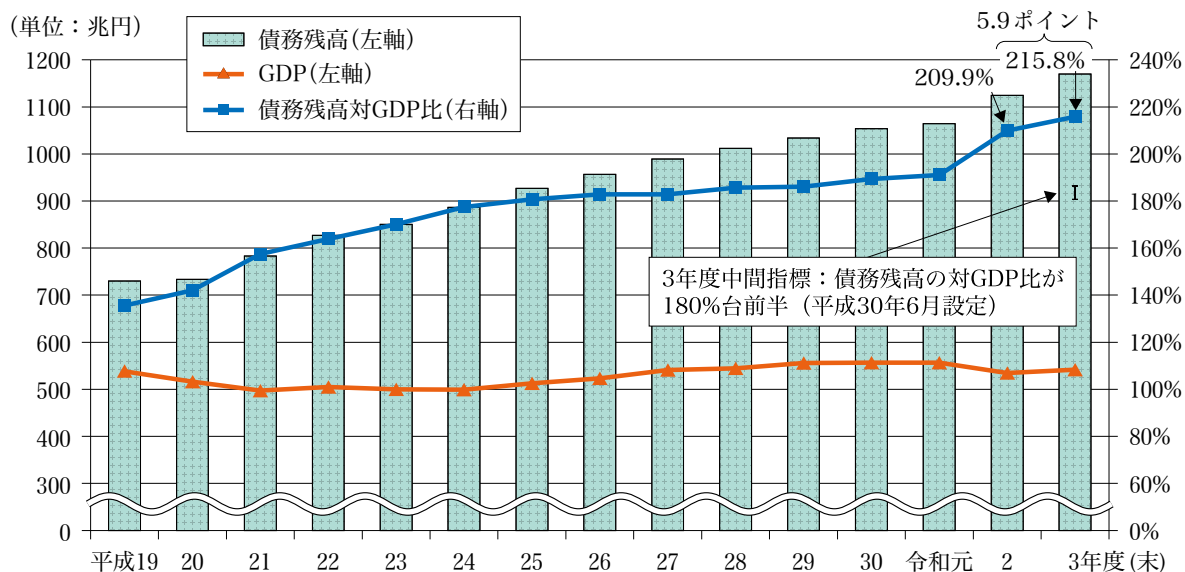


- 注(1) 復興債を除いた普通国債等の額は、財務省「国債統計年報」等における各年度末現在額によるものであり、建設国債、特例国債及びその他の普通国債の額は、それぞれの借換債の額を含んでいる。  
 注(2) 「その他の普通国債」は、減税特例国債、日本国有鉄道清算事業団承継債務借換国債、国有林野事業承継債務借換国債等である。  
 注(3) 「建設国債」、「特例国債」及び「その他の普通国債」については、前年度からの増減額を示している。

建設国債及び特例国債の残高については、平成19年度末以降、特例国債の残高が建設国債の残高を上回る状況が続いており、また、いずれも19年度末から令和3年度末にかけて増加しているが、その増加額は特例国債が建設国債を大幅に上回る状況となっている(図14参照)。

債務残高と債務残高対GDP比について、平成19年度から令和3年度までの推移をGDPの推移と併せてみると、図16のとおり、債務残高は一貫して増加しており、債務残高対GDP比の増加幅は、GDPが緩やかに増加していた平成25年度から令和元年度までについては、平成20年度から24年度にかけての増加幅に比べて抑えられていたものの、令和2年度の債務残高対GDP比は、債務残高が大幅に増加し、GDPが減少したことから前年度を大幅に上回った。そして、3年度の債務残高対GDP比は、GDPは増加に転じたものの、債務残高が大幅に増加したことから対前年度比5.9ポイント増の215.8%となっており、前年度に引き続き平成25年度から令和元年度までの各年度の増加幅を上回る増加となっており、中間指標である180%台前半を上回っている。

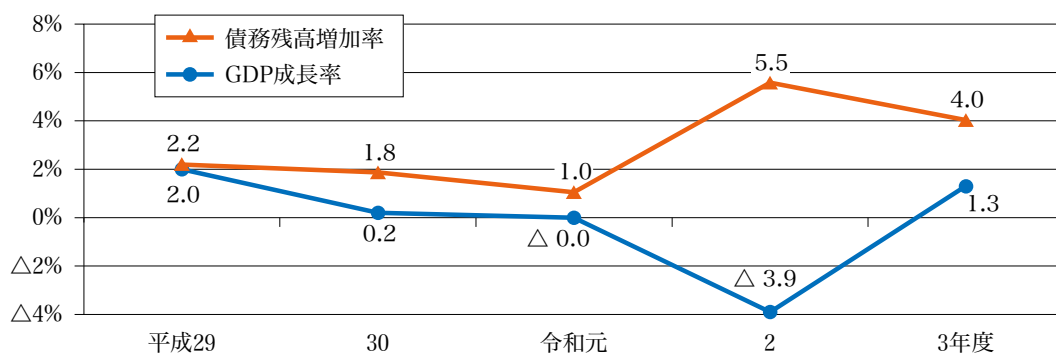
図16 債務残高と債務残高対GDP比の推移



注(1) 債務残高及び債務残高対GDP比は、令和4年7月に公表された内閣府試算による。  
 注(2) GDPは、令和4年9月に公表された内閣府「2022年4-6月期四半期別GDP速報2次速報値(平成27年基準)」による。  
 注(3) 「3年度中間指標」は、「経済財政運営と改革の基本方針2018」において設定された「進捗を管理するためのマイルクマール」である。

債務残高対GDP比の増加要因となる債務残高の前年度末からの増加率(以下「債務残高増加率」)及びGDP成長率について、平成29年度から令和3年度までの推移をみると、図17のとおり、債務残高増加率は元年度まで減少傾向となっていたものの、2年度に大幅に増加し、3年度においては前年度から減少したものの、コロナ禍前の元年度と比較して依然として高い水準となっている。また、債務残高増加率は平成29年度以降全ての年度においてGDP成長率を上回っており、令和2、3両年度はその差がコロナ禍前の元年度より大きくなっている。

図17 債務残高増加率及びGDP成長率の推移



注(1) GDP成長率は、令和4年9月に公表された内閣府「2022年4-6月期四半期別GDP速報2次速報値(平成27年基準)」による。  
 注(2) 債務残高増加率は、令和4年7月に公表された内閣府試算の「公債等残高」を用いて本院が算出した。

本院としては、これらを踏まえて、国の財政の状況について引き続き注視していくこととする。  
 (検査報告582ページ)



## § 2 日本銀行の財務の状況

**量的・質的金融緩和等** 日本銀行は、日本銀行法に基づき、我が国の中央銀行として、日本銀行券を発行するとともに、通貨及び金融の調節として、国債等の買入れを行うなどして金融機関等に資金を供給したり、日本銀行が振り出す手形等の売却を行って金融機関等から資金を吸収したりして、金融機関等が相互の資金決済等のために日本銀行に保有している当座預金(以下「日銀当座預金」)の残高を増減させることにより、金融市場における資金過不足の調整(以下「金融調節」)を行っている。

また、日本銀行は、平成20年10月に、金融調節の一層の円滑化を通じて金融市場の安定確保を図るために、補完当座預金制度を導入している。この制度は、準備預金制度の対象となる金融機関に係る日銀当座預金及び準備預り金(これらを「日銀当座預金等」)のうち日本銀行に預け入れることが義務付けられている額を超える額並びに準備預金制度の対象とならない金融機関等のうち所定の金融機関等に係る日銀当座預金(これらを「超過準備額等」)について、いずれも政策委員会で決定した適用利率(制度導入時は年0.1%)による利息を付すものである。

日本銀行は、25年1月に、消費者物価の前年比上昇率で2%とする物価安定の目標を導入し、同年4月に、当該物価安定の目標を2年程度の期間を念頭に置いてできるだけ早期に実現するために「量的・質的金融緩和」の導入を決定した。また、その後、26年10月に「量的・質的金融緩和」の拡大を、28年1月に「マイナス金利付き量的・質的金融緩和」の導入を、同年9月に「長短金利操作付き量的・質的金融緩和」の導入を、30年7月に「強力な金融緩和継続のための枠組み強化」を、令和2年3月に「新型コロナウイルス感染症拡大の影響を踏まえた金融緩和の強化」を、同年4月に「金融緩和の強化」を、3年3月に「より効果的で持続的な金融緩和」をそれぞれ決定するなどした。そして、日本銀行は、上記の各決定において定めた金融調節の方針、資産の買入れ方針等、金利操作方針等に基づき、長期国債、指数連動型上場投資信託(以下「ETF」)及び不動産投資信託(以下「J-REIT」)の買入れなどを行ったり、日銀当座預金等の一部に年マイナス0.1%の利率を適用したりなどしてきている。

### 日本銀行の財務の状況

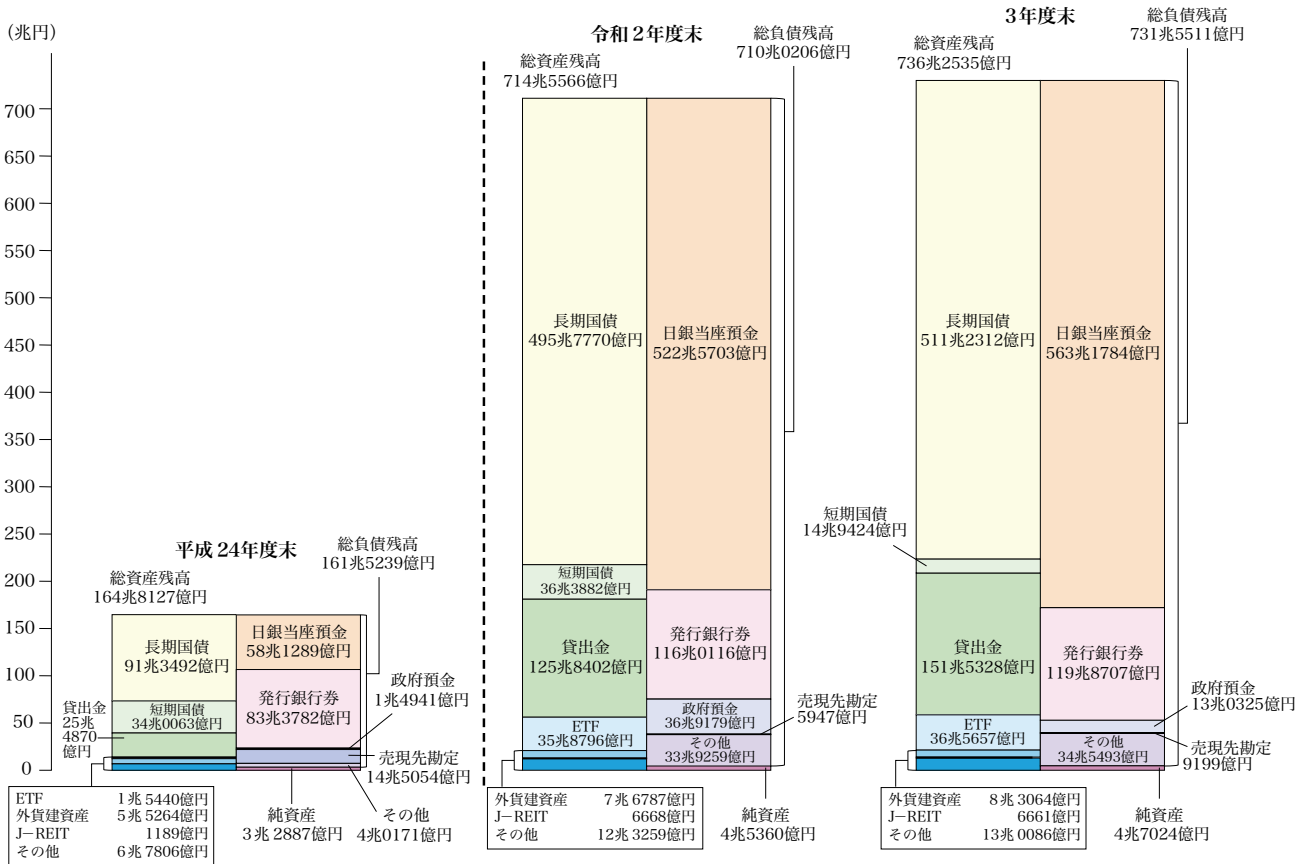
#### (1) 資産、負債等

3年度末における総資産残高は、前年度末から21兆6969億円増加して736兆2535億円(量的・質的金融緩和導入前の平成24年度末の164兆8127億円の約4.5倍)となっている。これは、新型コロナウイルス感染症対応金融支援特別オペレーションの利用が増加し、その貸付残高が前年度末から22兆0108億円増加して86兆8372億円となったことなどにより、「貸出金」が前年度末から25兆6926億円増加して151兆5328億円(24年度末は25兆4870億円)となったり、後述のとおり日本銀行が保有する長期国債(以下「保有長期国債」)が前年度末から15兆4541億円増加して511兆2312億円(同91兆3492億円)となったりした一方、日本銀行が保有する短期国債が前年度末から21兆4457億円減少して14兆9424億円(同34兆0063億円)となったことなどによる。

また、令和3年度末における総負債残高は、前年度末から21兆5304億円増加して731兆5511億円(平成24年度末の161兆5239億円の約4.5倍)となっている。これは、上記の新型コロナウイルス感染症対応金融支援特別オペレーション等を通じた資金供給により日銀当座預金が前年度末から40兆6081億円増加して563兆1784億円(24年度末は58兆1289億円)となった一方、国庫の資金繰りの状況を反映して政府預金が23兆8853億円減少して13兆0325億円(同1兆4941億円)となったことなどによる(図表1参照)。



図表1 総資産残高、総負債残高等の状況

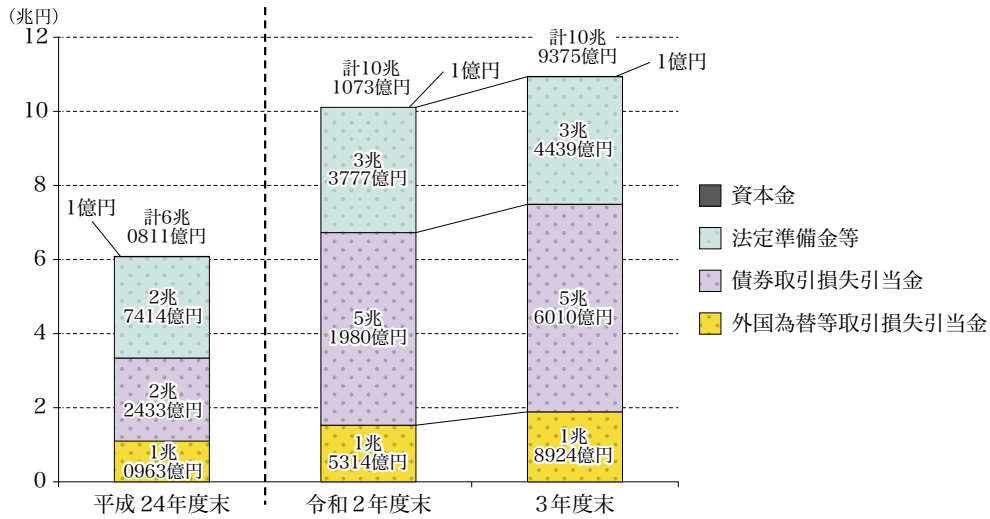


注(1) 日本銀行の貸借対照表及び附属明細書から本院が作成した。  
 注(2) 資産の「外貨建資産」は、国際金融協力の実施等に備える目的で保有している外貨預け金、外貨債券、外貨投資信託及び外貨貸付金である。

そして、資本金、法定準備金、特別準備金及び当期剰余金(各年度における剰余金をいう。)で構成される純資産は、後述のとおり当期剰余金が前年度末から1054億円増加して1兆3246億円(平成24年度末は5760億円)となったことなどから、前年度末から1664億円増加して4兆7024億円(同3兆2887億円)となっている。

また、上記の資本金、法定準備金(当該事業年度に係る剰余金の処分において積み立てられる額を含む。)及び特別準備金に債券取引損失引当金、外国為替等取引損失引当金等を加えて構成される自己資本の保有残高は、法定準備金662億円、債券取引損失引当金4029億円及び外国為替等取引損失引当金3610億円を積み立てたことから、図表2のとおり、前年度末から8302億円増加して10兆9375億円(同6兆0811億円)となっている。

図表2 自己資本の状況

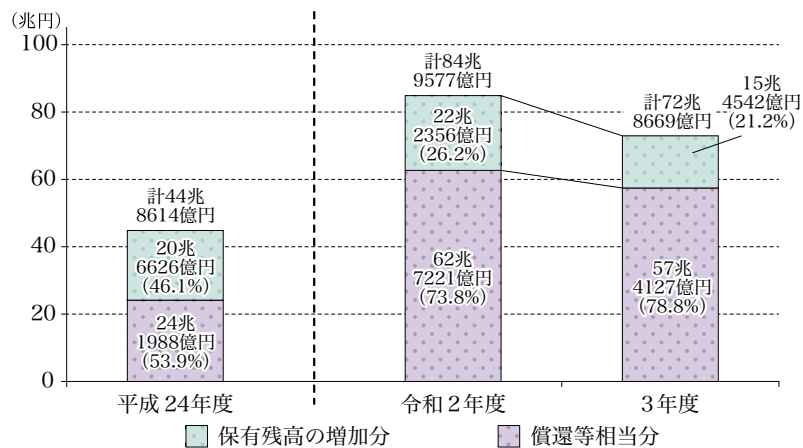


注(1) 日本銀行の決算説明資料から本院が作成した。

注(2) 法定準備金等は、当期剰余金の処分における法定準備金積立額及び特別準備金(1319万円)を含む。

令和3年度末における保有長期国債の残高は、前年度末から15兆4541億円増加して511兆2312億円(平成24年度末は91兆3492億円)となっている。そして、令和3年度における長期国債の買入額は、図表3のとおり、前年度から12兆0908億円減少して72兆8669億円(買入代金ベース。平成24年度の44兆8614億円の約1.6倍)となっていて、このうち償還期限が到来して償還される長期国債の金額等に相当する分(以下「償還等相当分」)は前年度から5兆3094億円減少して57兆4127億円(同24兆1988億円の約2.4倍)、保有残高の増加分は前年度から6兆7814億円減少して15兆4542億円(同20兆6626億円の約0.7倍)となっている。

図表3 長期国債の買入額の状況



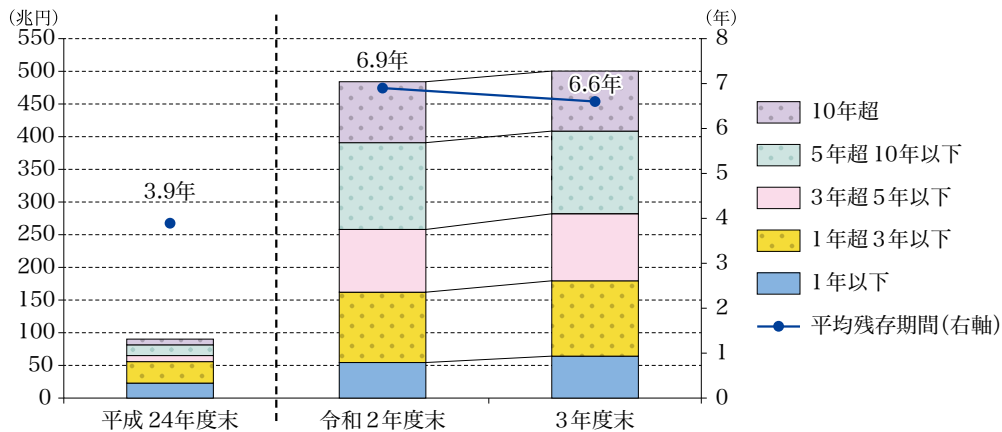
注(1) 日本銀行「マネタリーベースと日本銀行の取引」から本院が作成した。「マネタリーベースと日本銀行の取引」には、金額について、億円単位未満が四捨五入で示されている。

注(2) 償還等相当分には、償却原価法による評価替えに伴う簿価の変動額等が含まれる。

注(3) ( )書きは、買入額全体に対する割合である。

また、保有長期国債の残存期間別の残高及び平均残存期間についてみると、令和3年度末は、図表4のとおり、平均残存期間は、前年度末から0.3年短縮して6.6年(平成24年度末は3.9年)となっている。

図表4 保有長期国債の残存期間別の残高及び平均残存期間の状況



注(1) 日本銀行「日本銀行が保有する国債の銘柄別残高」及び財務省「国債の入札結果」から本院が作成した。  
 注(2) 保有長期国債の残高は、額面金額ベースであり、貸借対照表価額とは異なる。

日本銀行は、会計規程に基づき、保有長期国債については、原則として償還期限まで保有している実態を勘案して、償却原価法により評価を行うこととしている。

令和3年度末における保有長期国債の含み損益の状況を見ると、この間の市場金利の動向を反映して、図表5のとおり、含み益が前年度末から5兆0594億円減少して4兆3730億円(平成24年度末は2兆5248億円の含み益)生じている。

図表5 保有長期国債の含み損益等の状況

(単位: 億円)

区分	平成24年度末	令和2年度末	3年度末
貸借対照表価額 (a)	91兆3492	495兆7770	511兆2312
時価 (b)	93兆8741	505兆2094	515兆6042
含み損益 (c)=(b)-(a)	2兆5248	9兆4324	4兆3730

(注) 日本銀行の貸借対照表及び行政コスト計算財務書類(特殊法人等に係る行政コスト計算書作成指針(平成13年6月財政制度等審議会公表)に基づき、特殊法人等が民間企業として活動しているとの仮定に立って作成する財務書類)から本院が作成した。

令和3年度末におけるETF及びJ-REITの保有残高(貸借対照表価額)を見ると、図表6のとおり、ETFは前年度末から6861億円増加して36兆5657億円(平成24年度末の1兆5440億円の約23.7倍)、J-REITは前年度末から7億円減少して6661億円(同1189億円の約5.6倍)となっている。

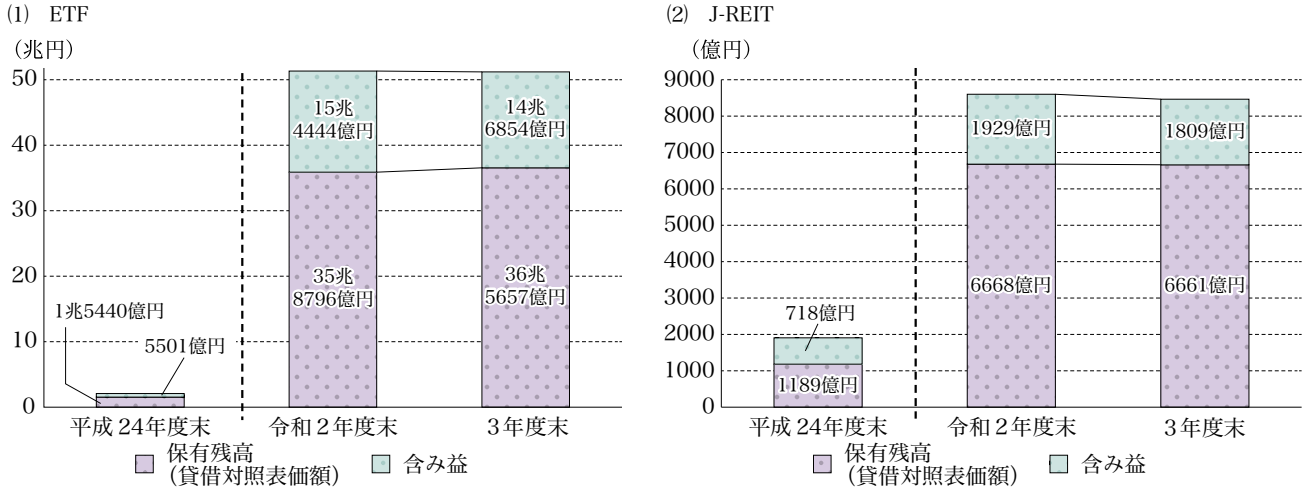
日本銀行は、上記のETF及びJ-REITについて、金融政策目的で買入れたものであり、その保有の目的や実態が民間企業等とは異なることを踏まえて、会計規程に基づき、原価法により評価を行うこととしている。そして、保有等に伴う損失発生可能性に備えて、同規程に基づき、ETF及びJ-REITの時価の総額がそれぞれの帳簿価額の総額を下回る場合には、その差額に対してそれぞれの引当金を年度末に計上することなどとしているが、令和3年度末においてはいずれも時価の総額が帳簿価額の総額を上回ったため、引当金は計上していない。

また、ETF及びJ-REITの年度末における時価が著しく下落した場合には減損処理を行うことなどとしているが、3年度末においてはいずれも時価が著しく下落した保有銘柄がなかったため、減損処理は行っていない。

日本銀行が保有するETF及びJ-REITの帳簿価額の総額(貸借対照表価額)について、3年度末にお

ける含み損益をみると、この間の株式市場等の動向を反映して、ETFは前年度末から7590億円減少して14兆6854億円の含み益(平成24年度末は5501億円の含み益)が、J-REITは前年度末から120億円減少して1809億円の含み益(同718億円の含み益)がそれぞれ生じている。

図表6 日本銀行が保有するETF及びJ-REITの貸借対照表価額及び含み損益の状況



注(1) 日本銀行の貸借対照表及び行政コスト計算財務書類から本院が作成した。

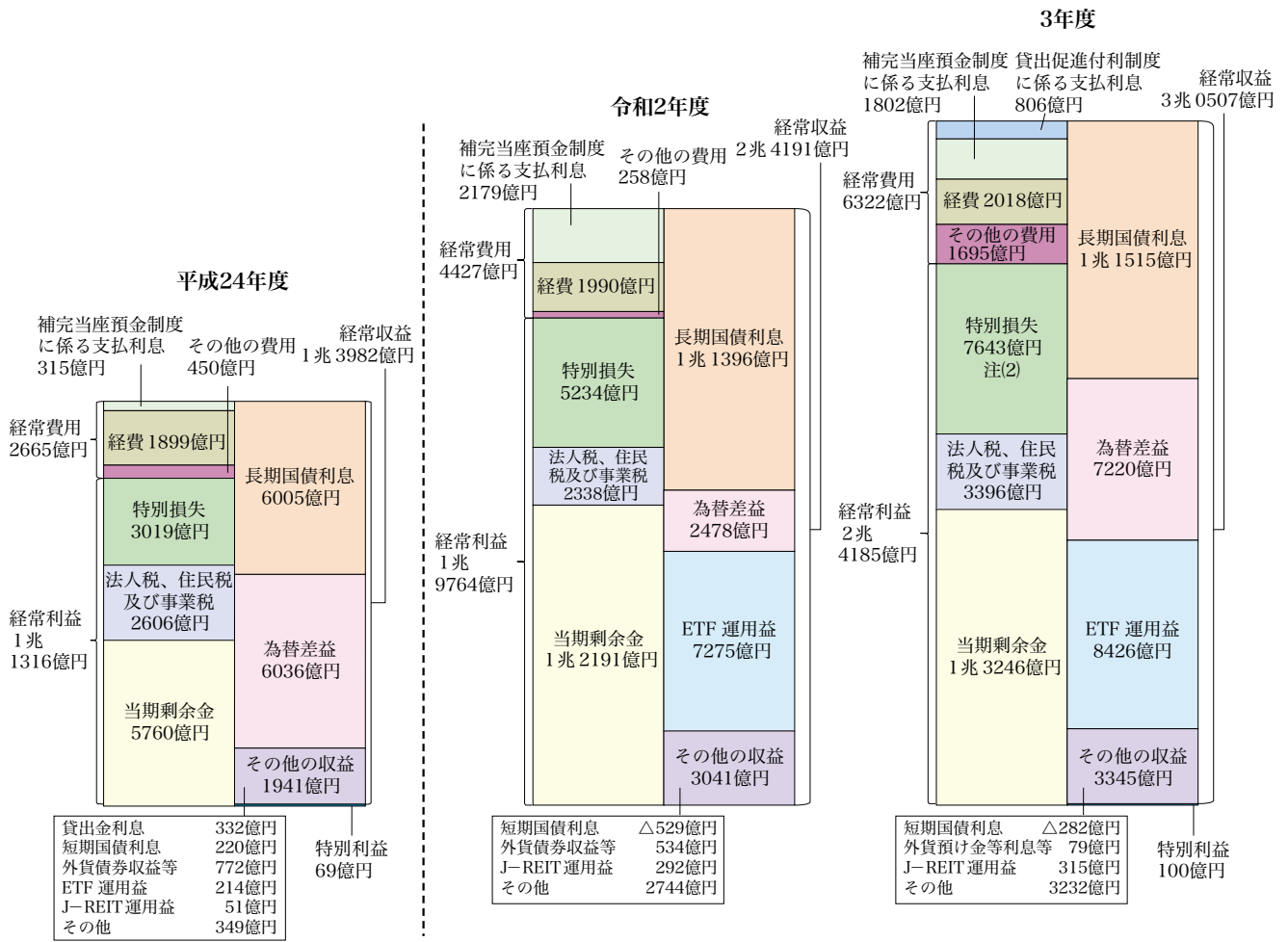
注(2) ETF及びJ-REITは、国債のように償還期限が設定されるものではないため、その保有残高は処分又は減損処理によって減少することとなり、処分が行われる場合には、ETF及びJ-REITの帳簿価額と処分価格との差額が損益としてそれぞれ計上されることとなっている。

(2) 損益等

3年度における経常損益の状況をみると、図表7のとおり、収益面では、外貨建資産から生ずる為替差益について、為替レートの変動の影響を受けて前年度から4742億円増加して7220億円(平成24年度は6036億円)となったり、後述のとおり長期国債利息が前年度から119億円増加して1兆1515億円(同6005億円)となったりしたことなどから、経常収益は前年度から6316億円増加して3兆0507億円(同1兆3982億円)となっている。また、費用面では、外貨建資産から生ずる外貨債券損益について、期末にかけての米国金利等の上昇を受けて日本銀行が保有する外貨債券の評価損が拡大したことなどから、前年度の29億円の外貨債券収益が1037億円の外貨債券費用(同700億円の外貨債券収益)に転じている。また、後述のとおり超過準備額等の残高に対して発生する補完当座預金制度に係る支払利息が、前年度から376億円減少して1802億円(同315億円)となった一方、貸出促進付利制度に係る支払利息が806億円生じたことなどから、経常費用は前年度から1894億円増加して6322億円(同2665億円)となっている。

以上のことから、経常利益は、前年度から4421億円増加して2兆4185億円(同1兆1316億円)となっている。

図表7 経常損益の状況

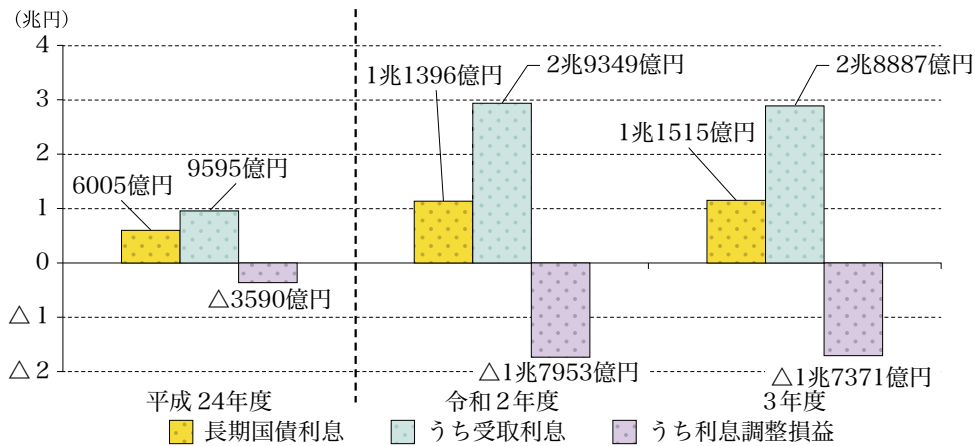


注(1) 日本銀行の損益計算書及び決算説明資料から本院が作成した。  
 注(2) 令和3年度の特別損失7643億円のうち4029億円(2年度は5234億円のうち3987億円)は、同年度の長期国債利息の金額(1兆1515億円(2年度は1兆1396億円))に同年度における有利子負債の平均残高を保有長期国債の平均残高で除して得た比率を乗じて得た金額と、有利子負債に係る支払利息の金額との差額の50%(2年度も50%)に相当する額を債券取引損失引当金に積み立てたことによるものである。また、上記7643億円のうち3610億円(2年度は5234億円のうち1239億円)は、同年度の為替差益7220億円(2年度は2478億円)の50%に相当する額を外国為替等取引損失引当金に積み立てたことによるものである。

日本銀行は、長期国債利息については、会計規程に基づき、保有長期国債の受取利息に償却原価法に基づく利息調整損益を加減して算定することとしている。令和3年度における長期国債利息の状況をみると、保有長期国債の平均利率の低下等により受取利息が前年度から461億円減少して2兆8887億円(平成24年度は9595億円)となった一方、額面金額を上回る価額で買い入れてきた保有長期国債の一部が償還されたことに係る利息調整損の減少額が、額面金額を上回る価額で長期国債を買い入れたことに係る利息調整損の増加額を上回ったため利息調整損が減少したことなどにより、利息調整損益のマイナス幅が前年度から581億円縮小して1兆7371億円(同3590億円)となったことから、長期国債利息は前年度から119億円増加して1兆1515億円(同6005億円)となっている(図表8参照)。



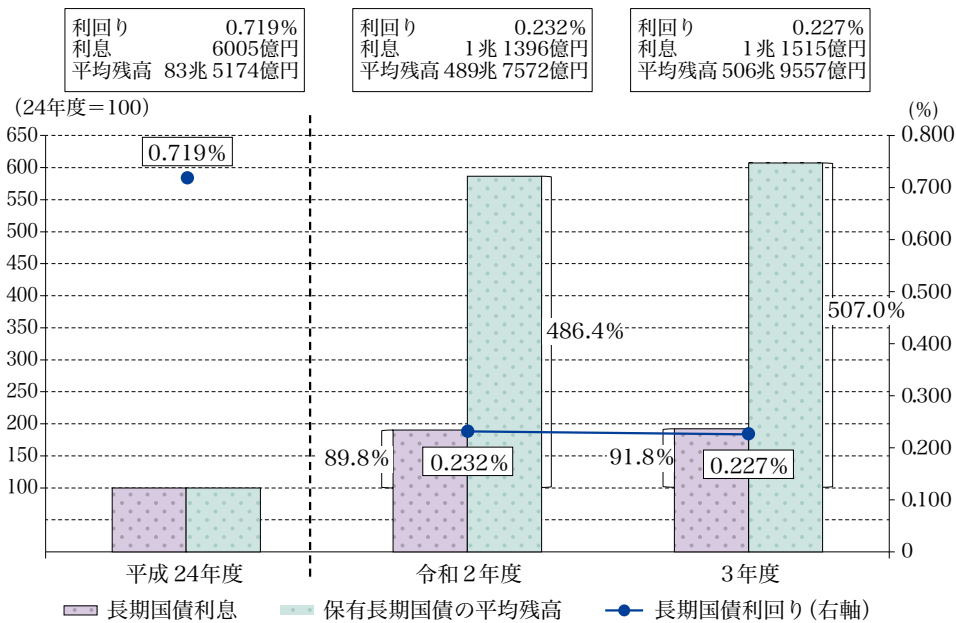
図表8 長期国債利息の状況



(注) 日本銀行の決算説明資料等から本院が作成した。

また、令和3年度における保有長期国債の利回りなどの状況を見ると、図表9のとおり、保有長期国債の平均残高の対平成24年度増加率が前年度から20.6ポイント増加して507.0%となり、また、長期国債利息の同増加率が前年度から2.0ポイント増加して91.8%となったことから、利回りは前年度の0.232%から0.005ポイント減少して0.227% (24年度は0.719%) となっている。

図表9 保有長期国債の平均残高、利回りなどの状況



注(1) 日本銀行の決算説明資料から本院が作成した。

注(2) 棒グラフの%は、対平成24年度増加率を示している。

日本銀行は、民間金融機関の貸出しなどの取組を支援するための各種の資金供給の利用残高に相当する日銀当座預金に一定の利息(令和3年度中の適用利率は年0.2%、0.1%又は0%)を付す貸出促進付利制度を3年3月に新設した。そして、2年度は補完当座預金制度に係る支払利息の一部として計上されていた新型コロナウイルス感染症対応金融支援特別オペレーションの利用残高に相当する日銀当座預金に係る支払利息は、3年4月16日以降、貸出促進付利制度に基づいて付されている。

このため、3年度における補完当座預金制度に係る支払利息の状況を見ると、図表10のとおり、



年0.1%の利率に係る支払額は前年度から389億円減少して2075億円(平成24年度は315億円)となっている。一方で、年マイナス0.1%の利率が適用される日銀当座預金等の残高が減少したことから、年マイナス0.1%の利率に係る受取利息は前年度から13億円減少して272億円(同0円)となったため、上記の支払利息は前年度から376億円減少して1802億円(同315億円)となっている。また、令和3年度における貸出促進付利制度に係る支払利息の状況をみると、新型コロナウイルス感染症対応金融支援特別オペレーションの利用残高に相当する日銀当座預金に年0.2%又は0.1%の利率が適用されたことから、図表10のとおり、上記の支払利息は806億円(平成24年度は0円)となっている。

図表10 補完当座預金制度及び貸出促進付利制度に係る支払利息の状況

(単位：億円)

制度	区 分	平成24年度	令和2年度	3年度
補完当座預金制度	年0.1%の利率に係る支払額(a)	315	2464	2075
	うち新型コロナウイルス感染症対応金融支援特別オペレーションに係る支払額	—	374	3 注(3)
	年マイナス0.1%の利率に係る受取利息(b)	—	285	272
	補完当座預金制度に係る支払利息(c)=(a)-(b)	315	2179	1802
貸出促進付利制度	年0.2%の利率に係る支払額(d)	—	—	100
	年0.1%の利率に係る支払額(e)	—	—	705
	貸出促進付利制度に係る支払利息(f)=(d)+(e)	—	—	806
	両制度に係る支払利息の合計(g)=(c)+(f)	315	2179	2608

注(1) 超過準備額等の残高に対して発生する補完当座預金制度に係る支払利息の額は、平成24年度から26年度までの各年度については全て年0.1%の利率を適用して算定されていたが、27年度以降については、マイナス金利の適用が開始された28年2月以降、日銀当座預金等の一部に対して年マイナス0.1%の利率を適用して算定された受取利息が発生しているため、年0.1%の利率に係る支払額から当該受取利息の額を減じて算定することとなっている。

注(2) 日本銀行は、貸出促進付利制度において、新型コロナウイルス感染症対応金融支援特別オペレーションの利用残高に相当する日銀当座預金のうち、日本銀行の貸付先が新型コロナウイルス感染症対応として行っている中小企業等への融資で、政府が予算上の措置を講じた信用保証協会による保証又は利子減免に係る制度を利用して行っている融資に融資条件の面で準じる融資に係る残高に相当する日銀当座預金に年0.2%、上記の融資以外に係る残高に相当する日銀当座預金に年0.1%の利率をそれぞれ適用している。

注(3) 補完当座預金制度に係る支払利息のうち、令和3年度の「うち新型コロナウイルス感染症対応金融支援特別オペレーションに係る支払額」3億円は、貸出促進付利制度に係る支払利息が生ずる前の、3年4月1日から15日までの間に生じた支払利息である。

日本銀行は、長期国債、ETF、J-REIT、外貨建資産等の資産を保有しており、このうち、長期国債及び外貨建資産については、日本銀行法施行令に基づき、各年度において、収益の額が損失の額を超えるときは、その超える部分の金額の全部又は一部を、財務大臣の承認を受けて、それぞれ債券取引損失引当金及び外国為替等取引損失引当金として積み立てることができることとなっている。一方、ETF及びJ-REITについては、上記のように収益の額が損失の額を超えるときに引当金を積み立てるのではなく、会計規程に基づき、時価の総額がそれぞれの帳簿価額の総額を下回る場合に、その差額に対してそれぞれの引当金を計上することとしている。

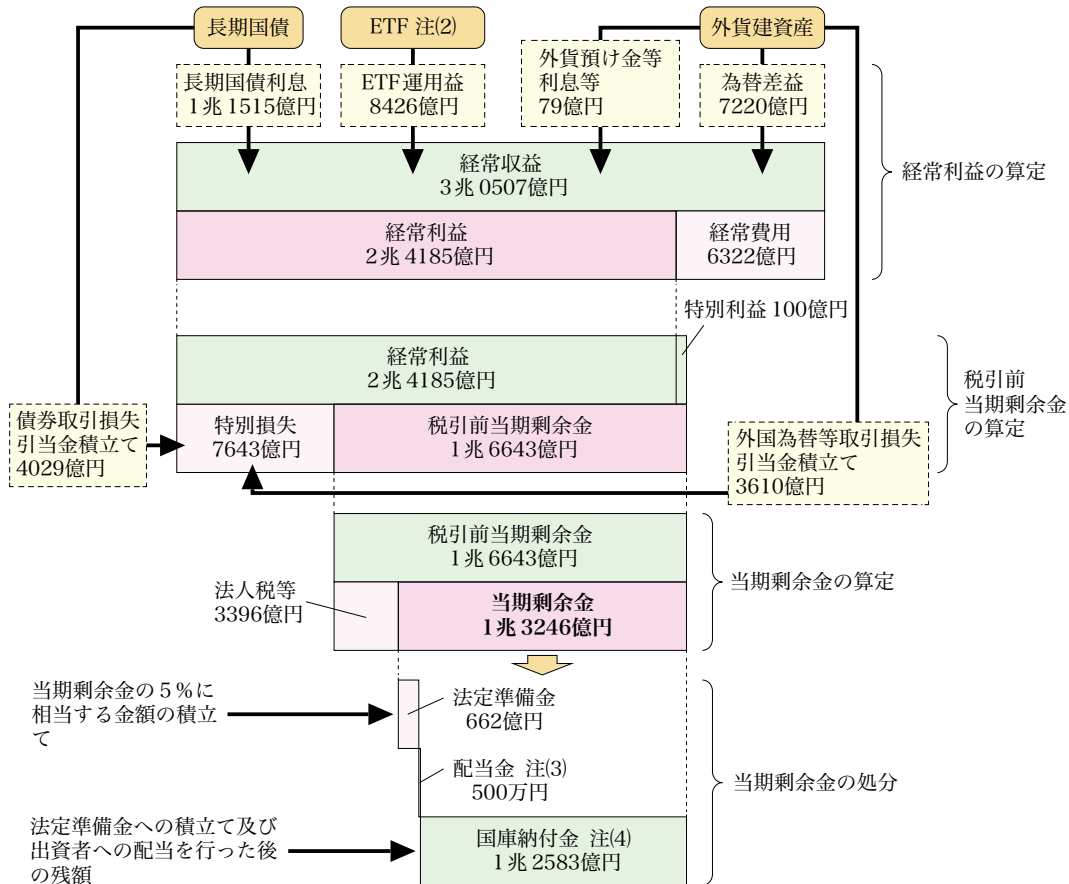
そして、日本銀行の各年度における当期剰余金は、経常利益に上記債券取引損失引当金等の積立て又は取崩しなどに係る額を特別損益として加減したのから法人税、住民税及び事業税(以下「法人税等」)を差し引いて算定されている。

また、日本銀行は、日本銀行法に基づき、当期剰余金の5%に相当する金額を法定準備金として積み立てなければならないこととなっており、特に必要があると認められるときは、財務大臣の認可を受けて当該金額を超える金額を法定準備金として積み立てることができることとなっている。さらに、当期剰余金のうち法定準備金への積立て及び出資者への配当を行った後の残額を国庫に納

付しなければならないこととなっている。

上記当期剰余金の処分の流れを前記各引当金の積立て及び取崩しなどを含めて令和3年度の決算を基に示すと、図表11のとおりとなっている。

図表11 当期剰余金の処分等の流れ(令和3年度)



注(1) 図表中の日本銀行の収益、費用等については、それぞれ主なものを記述している。  
 注(2) 時価の総額が帳簿価額の総額を下回る場合にはその差額に対して引当金を計上することとしているが、令和3年度末においては時価の総額が帳簿価額の総額を上回ったため、引当金は計上していない。  
 注(3) 配当金は、出資者に対して各年度総額500万円が支払われている。  
 注(4) 国庫納付金の額は、日本銀行法に基づき、法人税及び事業税に係る課税所得の算定上、損金の額に算入することとなっている。

3年度における当期剰余金及び国庫納付金の状況をみると、当期剰余金は、前年度から1054億円増加して1兆3246億円(平成24年度は5760億円)となっている。これは、前年度と比較して、経常利益が4421億円増加した一方、債券取引損失引当金積立額が、日本銀行において財務の状況や収益の動向等を総合的に勘案して、長期国債利息の金額に有利子負債の平均残高を保有長期国債の平均残高で除して得た比率を乗じて得た金額と有利子負債に係る支払利息の金額との差額の50%に相当する額を財務大臣の承認を受けて積み立てた結果42億円増加したり、外国為替等取引損失引当金積立額が、為替差益の50%に相当する額を財務大臣の承認を受けて積み立てた結果2371億円増加したり、法人税等が、外国為替等取引損失引当金の当該積立てなどにより1058億円増加したりしたことなどによる。また、国庫納付金は、上記のとおり当期剰余金が増加したことなどから、前年度から1002億円増加して1兆2583億円(同5472億円)となっている(図表12参照)。

図表12 当期剰余金及びその処分の状況

(単位：億円、%)

区 分	平成24年度	令和2年度	3年度
経常利益 (a)	1兆1316	1兆9764	2兆4185
特別利益 (b)	69	—	100
特別損失 (c)	3019	5234	7643
うち債券取引損失引当金積立額	—	3987	4029
うち外国為替等取引損失引当金積立額	3018	1239	3610
法人税等 (d) 注(1)	2606	2338	3396
当期剰余金 (e)=(a)+(b)-(c)-(d)	5760	1兆2191	1兆3246
法定準備金積立額 (f)	288	609	662
積立率 (f)/(e)	5.0	5.0	5.0
配当金 (g) 注(2)	0	0	0
国庫納付金 (h)=(e)-(f)-(g)	5472	1兆1581	1兆2583

注(1) 国庫納付金の額は、日本銀行法に基づき、法人税及び事業税に係る課税所得の算定上、損金の額に算入することとなっている。

注(2) 配当金は、出資者に対して各年度総額500万円が支払われている。

本院としては、これらを踏まえて、日本銀行の財務の状況について引き続き注視していくこととする。

(検査報告599ページ)